

I 工業統計調査の概要

1 調査の目的

工業統計調査は、工業の実態を明らかにすることを目的とする。

2 調査の根拠

平成 25 年工業統計調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計として、工業統計調査規則（昭和 26 年通商産業省令第 81 号）によって実施される。

3 調査の期日

平成 25 年工業統計調査は、平成 25 年 12 月 31 日現在で実施した。

4 調査の範囲

工業統計調査の範囲は、日本標準産業分類（改定平成 19 年 11 月総務省告示第 618 号）に掲げる大分類 E－製造業に属する事業所（国に属する事業所及び従業者 3 人以下の事業所を除く）を対象とした。

5 調査の種類

- (1) 甲調査 ……従業者 30 人以上の事業所を対象
- (2) 乙調査 ……従業者 29 人以下の事業所を対象

6 調査の方法

調査員調査……………対象事業所に調査員が調査票を個別配付し回収する。

本社一括調査……………経済産業大臣が指定する企業に、傘下の調査対象事業所ごとの調査票を送付し、本社等が事業所ごとの調査票を作成し一括して提出する。

国直轄事業所調査…全年調査時点の従業者 200 人以上の事業所に、経済産業省が調査票を直接送付・回収する。